

【14】 仁王経法 (乙)

写1冊

大円寺鑿堯法印示之

〔書名よみ〕 にんのうぎようほう 〔編著者〕 未詳

〔書写者〕 尊岸 〔写刊年次〕 慶応元年 (一八六五)

慶応元^乙年閏五月二日

春光山円覚寺現住

〔外題〕 仁王経法

〔内題〕 仁王経法

〔その他〕 ナシ

大善院法印尊岸 (「役氏」「尊岸」朱印)

六十三歳ニテ再写之

〔解題〕

本書は、仁王経法(甲)(解題【13】)を、尊岸自身が再写したものである。円覚寺本は、寛政十三年(一八〇一)二月二十九日に、「津軽城下弘前八幡宮社内高賀山正伝寺大善院住職之御書之 玄識房鑿堯」とあり、もと鑿堯が写したものとわかる。「本寺金剛山光明寺最勝院ト云ハ、山科勸修寺宮御末寺密乘院兼席権僧正朝胤 仮名一如房」と記され、朝胤にも関係する本である。

続いて、文政五年(一八二二)に鑿堯から尊岸に伝えられるが、奥書には「文政五壬午年(一八二二)五月十八日津軽深浦澗口観音別当 春光山円覚寺大善院後住 智教房尊岸伝写之」とあり、「大円寺鑿堯法印示之」とあることから、この時大円寺に住した鑿堯が二十歳の尊岸に伝えられたことがわかる。

本書は、甲本を書写した上で、さらに続けて書写奥書を記す。「慶応元年乙丑年(一八六五)閏五月二日春光山円覚寺現住 大善院法印尊岸 六十三歳ニテ再写之」とあり、尊岸は、慶応元年六十三歳の折に、これを書写し直して、新しい写本を作っていることがわかる。

(渡辺 麻里子)

〔奥書〕

寛政十三^{辛酉}年二月廿九日 津軽城下弘前

八幡宮社内高賀山正傳寺大善院住職之

御書之

玄識房 鑿堯

本寺金剛山光明寺最勝院^{ト云ハ}山科勸修寺

宮御末寺密乘院兼席権僧正朝胤

仮名一如房

文政五^{壬午}年五月十八日津軽深浦澗口

観音別当 春光山円覚寺大善院後住

智教房尊岸伝写之

仁王經法

春光山圓覺寺

尊岸



仁王經法
就金剛界修之
本尊
種子
三昧耶形
先檀前普礼
次塗香
次三密觀
淨三業

次三部被甲
次加持香水
次加持供物
次字觀
次觀佛
次金剛起
次普礼
次表白
次神分

為令法久住利益人天悉地成就
二王
觀自在菩薩名

柳祕密行法之庭直言修行之砌
為法味食受功德證明真衆定
降臨影向
般若明王
日本國王城鎮守諸大明神
八幡大菩薩別當山鎮守勸請

諸神部類眷屬護持大守息
延命當年曜宿北斗七星諸宿
曜等焰魔法王泰山府君司命司
祿冥官冥衆當年行役流行神
等乃至自界他方權實類係
為法樂莊嚴離業得道一切神分
般若心經
大般若經名

為三國傳燈諸大師等淨佛國土
成就普賢行願比白令滿足
般若明王
為聖朝安穩天下泰平
為護持大檀那息
久障尋退散殊別國家安全諸

次梵籙印
 真言曰
 次無所不至印
 相柱置二天指上

真言曰 修習般若真言如前
 次正念誦 修習般若真言
 次本尊加持 如前
 次字輪觀
 結定印 觀心月輪上有養字
 是回業不可得 義回業不可得

故景亦不可得 目景俱不可得 故
 佛界衆生界皆不可得 佛界衆生
 界不可得 故自身即本尊
 昂自身々々本尊本尊無二致有
 大自在大堅固力降伏自他煩惱
 業障諸天魔惡類作障難者
 怨敵魔縁等入本覺菩提之

道位自他平等之理如是觀已
 遂入本不生 理離諸境界然
 後頻出定
 次本尊加持 先大印言次本尊印明
 次散念誦 仙眼大日經中陀羅尼
 次後供養 先理供 次事供

次後鈴 次讚 如前
 次普供養 三力 祈願
 次禮佛 次迴向 次迴向方便
 次解界 次撥遣 次三部被甲
 次普禮 次出堂

寬政十三年 酉年三月廿九日 津輕城下弘前
 幡宮社林 高賀山正傳寺大善院住職之
 御書之 玄識房 鏡亮
 本寺 金剛山光明寺最勝院 六科勸修寺
 宮御末寺密乘院 兼帝權僧正朝胤
 假名一如定房
 本政五十年 壬午五月十八日 津輕深浦瀨川
 觀音別當 春光山園覺寺大善院後住
 大回寺鏡亮法印 示之
 慶應元乙丑年閏五月二日
 春光山園覺寺現住
 大善院法印傳岸
 六十三歳 再寫之